

「インターネット等による医療情報に関する検討会報告書」の概要

平成14年12月26日

検討の経緯

- 平成14年6月19日、患者の視点を尊重した医療の提供を推進するとともに、我が国におけるIT化の進展も踏まえて、患者・国民にインターネットを通じて医療機関等に関する情報を提供する方策について幅広く検討するため、厚生労働省医政局において「インターネット等による医療情報に関する検討会」（座長：大山永昭東京工業大学教授）を開催した。
- 以後、インターネットによる医療情報の提供の在り方やその信頼性を確保する方策などについて、委員からの意見発表と関係者からの意見聴取を実施しながら7回にわたって議論を重ね、12月26日に検討会としての意見を集約して報告書を取りまとめた。

報告書のポイント

報告書は、インターネットによる適正な医療情報の提供を推進し、患者・国民の選択を尊重した医療の提供を促進する観点から、次のように提言。

- ① インターネットを通じて患者・国民に医療情報を提供するに当たっては、公的機関、医療機関、民間団体等によってそれぞれの特色を生かして様々な情報が積極的に提供されることが、患者・国民による医療機関の選択に資すること。
- ② 患者・国民に提供される医療情報については、公的機関にあっては客観的・検証可能な情報を積極的に提供し、さらに、医療機関、民間団体等にあっては特色ある多様な情報も提供していくことが望まれること。
- ③ インターネットによって患者・国民に提供される情報の内容については、基本的には、医療法によって規制するのではなく、提供者の自主的な判断にゆだねつつ、その信頼性を確保するための方策を講じることが必要であること。
- ④ この場合において、民間団体等による自主的な取組を図ることを基本的な考え方とし、具体的方策についてはインターネットによる医療情報の提供の進展等を踏まえて更に検討していく必要があること。